



相馬市告示第9号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成18年3月7日

相馬市長 立 谷 秀 清

字の区域の変更調書

立谷	大字	新
山王	小字	
立谷	大字	旧
東山王	小字	
三五の一部	地番	